

## I 包括外部監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

「病院事業における財務事務の執行及び経営にかかる事業の管理について」

### 3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

市が病院事業として設置する川口市立医療センターは、平成 6 年 5 月に開設されて以来、平成 10 年 3 月埼玉県基幹災害医療センターに、平成 20 年 2 月地域がん診療連携拠点病院に指定されるなど、市民の健康を支える医療施設として中心的な役割を果たしてきた。平成 26 年 4 月には消化器外科が、平成 27 年 4 月には消化器内科等 10 科、平成 29 年 4 月には心臓外科が新設され、近年医療体制の充実が図られてきた。加えて、平成 30 年 4 月には地域医療支援病院として、第一線のかかりつけ医等の支援の役割も担うようになり、地域医療の中核病院としてその重要性は増している。

一方で、川口市立医療センターの経営状況を見ると、平成 28 年度には一般会計から、医業収益として 3 億 3,000 万円、医業外収益として 8 億 2,700 万円、合計 11 億 5,700 万円を繰入れたものの経常損失は 2 億 900 万円となり、累積欠損金を意味する未処理欠損金は 7 億 2,400 万円に至っている。今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、経営改善は避けて通れない課題であり、川口市立医療センターでも「経営改革プラン 2017-2020」を策定し、経営の効率化に取り組んでいるところである。

このような状況において、公立病院として有すべき適切な経営管理体制が整備運用されているかどうかを確認することは、経営効率化を進めるうえで重要であるため、病院事業の財務事務の執行及び経営にかかる事業の管理をテーマとして選定した。

### 4 監査の視点

- ・川口市立医療センターの事業内容は、果たすべき役割と合致しているか。
- ・川口市立医療センターの管理運営は、法令、規則等に従って、適切に行われているか。
- ・川口市立医療センターは、経済的、効率的な運営に努めているか。
- ・経営改革プラン等作成した経営改善計画を達成するために、具体的な行動、対策を取っているか。

5 監査の主な手続・手法

- ・関係書類等の閲覧
- ・関係者への質問
- ・関係書類の照合及び分析
- ・川口市立医療センター本院、本町診療所及び安行診療所の現地調査
- ・現金、固定資産、医薬品等の実地照合及び管理状況の把握
- ・川口市立医療センターの財務状況及び決算書類の適切性の検討
- ・関係諸法令等の準拠性の検討
- ・その他必要と認められた手続

6 監査の対象機関

川口市立医療センター

7 監査の対象年度

平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで) とする。

ただし、必要に応じて過年度についても監査対象とし、本報告書作成終了までの平成 30 年度途中についても参考とする。

8 監査の実施期間

平成 30 年 6 月 11 日から平成 31 年 2 月 22 日

9 監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 小山 彰

包括外部監査人補助者

公認会計士 工藤 道弘                      公認会計士 長内 温子

公認会計士 青山 裕之                      公認会計士 高畑 明久

10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

11 表示数値

本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。